

第74回税理士試験 所得税法
解 説

〔第一問〕 — 50点 —

問1

1 概要

棚卸資産や棚卸資産に準ずる資産に該当しない動産の売却による利益又は損失の所得税法上の取扱いを問う問題である。設問ごとに答案用紙が与えられているため、問題文を一度全て読み、各設問ごとに解答すべきことを整理した上で解答してほしい。なお、各取扱いについては、解答例を参考にしてほしい。また、設問(2)の答案用紙が少ないため、根拠規定を解答してしまうと解答しきれない。そのため、適宜省略して解答すること。

2 解答に当たっての留意点

- (1) 売却した資産が動産Xであるため、土地等・建物等を譲渡した場合の取扱い（短期譲渡所得の金額又は長期譲渡所得の金額に関する取扱い）については、説明を要しない。
- (2) Aによる動産Xの譲渡に継続性はないため、棚卸資産や棚卸資産に準ずる資産を譲渡した場合の取扱い（事業所得の金額又は雑所得の金額に関する取扱い）については、説明を要しない。
- (3) 生活に通常必要でない資産に該当するときにおける損失が生じた場合の取扱いについて、売却した資産が「動産X」とされ、事業用以外の競走馬に該当しないことから、損益通算の特例規定（競走馬の保有に係る雑所得の金額とのみ損益通算を可能とする特例）については、説明を要しない。
- (4) 生活に通常必要な動産に該当するときにおける取扱いについて、生活に通常必要な動産に該当した場合であっても、1個又は1組の価額が30万円を超える貴石等、書画、ことう及び美術工芸品である場合には、生活に通常必要でない資産として取扱われる。その点、解答例の注意書きのとおり触れられると好ましい。

問2

1 概要

令和6年分の居住者の所得税の確定申告についてを問う問題である。問題の指示にあるとおり、「確定申告書を提出しなければならない場合」と「確定申告書を提出することができる場合（確定損失申告を含む。）」に分けて解答すること。

基本的には、「確定所得申告」、「確定損失申告」、「還付等を受けるための申告」を精度よく解答してほしい。

2 解答に当たっての留意点

- (1) 注意書きにおいて、「準確定申告について説明する必要はない。」とあるため、死亡又は出国の場合の確定申告については、説明を要しない。
- (2) 注意書きにおいて、「所得税法第121条(確定所得申告を要しない場合(給与所得、退職所得、公的年金等を有する場合の特例))について考慮する必要はない。」とあるため、確定所得申告を要しない場合については、説明を要しない。

〔第二問〕 — 50点 —

問

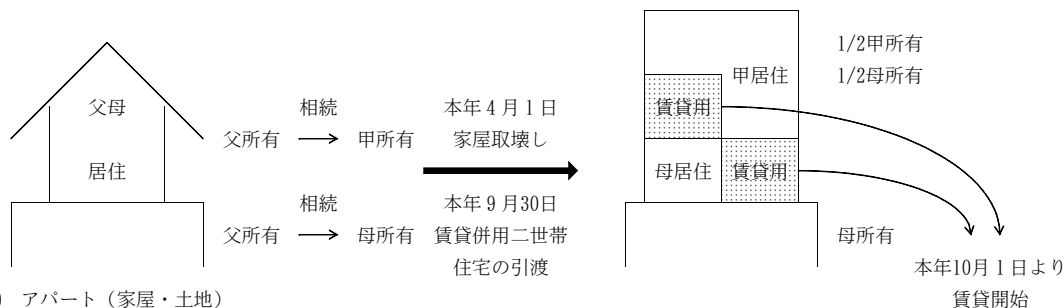
1 前提条件及び時系列の整理

本問における本年中の前提条件及び主要な出来事の時系列の整理をすると次のとおりである。

- (1) 青色申告者の該当性
甲は、1月16日以後に新たに業務を開始しているため、原則として、その業務を開始した日から2月以内が青色申告承認申請書の提出期限となる。本問では、当該提出期限内に青色申告承認申請書を提出しているため、青色申告者に該当する。
- (2) 減価償却資産の償却方法（基通49-1）
特段選定届出書に関する記載がないが、保有している減価償却資産が、平成19年4月1日以後に取得（相続による取得も含まれる。）した「建物」、「建物附属設備」及び「構築物」であるため、償却方法は、「定額法」によることとなる。
- (3) 不動産所得の事業性の有無（基通26-9）
特段明記がされていないため、形式基準（10室5棟基準）により判断する。
本問では、父から相続後も賃貸していたアパートの部屋数が4室であり、また、新たに本年10月1日より賃貸した賃貸用二世帯住宅の賃貸部分の室数も2室であるため、合計しても10室未満となることから、事業的規模以外に該当すること。
- (4) 相続人及び相続財産
 - ① 相続人
母（68歳）及び弟（33歳）が相続人である。いずれの者とも別生計であるため、留意すること。

② 相続財産

(a) 父母の自宅(家屋)



(b) アパート(家屋・土地)

相続後も賃貸継続。本年10月31日に賃貸を終了し、同日に売却。

(c) C社株式50株

株式無償割当により、株式数が100株となる。
また、本年10月1日に30株を売買している。

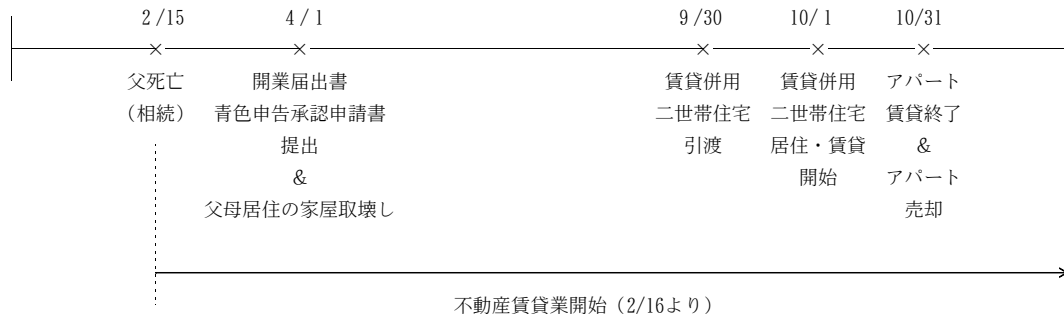
(d) D社株式100株

相続後の顔末不明。本年末日現在保有しているものと判断。

(e) 現預金

相続後の顔末不明。

(5) 主要な出来事の時系列



2 賃貸併用二世帯住宅に関する事項

(1) 解体した家屋に関する事項

名義変更相続登記費用は、解体した家屋の取得価額に算入される。
なお、解体した家屋の資産損失、取壊費用は、家事上の資産の損失に係るものであるため、家事費となる。
また、解体助成金には、所得税が課税されない。

(2) 賃貸に関する事項

① 賃料(基通36-5(1))

前家賃制を採用しており、また、支払日を収益の計上時期としているため、本年12月分(2階については、半月分)及び翌年1月分を本年分の不動産所得の総収入金額に計上することとなる。

なお、家屋については、共有名義で共有持分 1/2のみ取得しているため、賃料の帰属についても 1/2のみ帰属することとなる。

② 礼金・敷金(基通36-6、36-7)

礼金は、契約日又は引渡日に計上するため、本年分の不動産所得の総収入金額に算入される。

敷金は、通常賃借人に返還する負債であるため、本年分の不動産所得の総収入金額に算入しない。

(注) 礼金は、賃料と同様、共有持分の 1/2のみ帰属することになるため、留意すること。

③ 租税公課(令和6年度固定資産税)

本来、令和6年度の固定資産税は、本年1月1日に固定資産を有していないため、賦課されない。

ただし、問題で支払った旨の指示がある以上、無視することはできないため、賃貸住宅部分、かつ、甲の共有持分部分について、本年分の不動産所得の必要経費に算入される。

なお、支払いは、母を通じて行っているが、実際に不動産賃貸業を営む上で生じているため、必要経費に算入される。

④ 管理料

管理料は、すべて賃貸部分に係るものである。

そのため、管理料のうち、甲の共有持分について、本年分の不動産所得の必要経費に算入される。

⑤ 水道光熱費

住宅全体に係る本年10月から12月分の水道光熱費であるため、賃貸住宅部分、かつ、甲の共有持分部分について、本年分の不動産所得の必要経費に算入される。

⑥ 賃貸併用二世帯住宅の賃貸住宅部分の取得価額及び減価償却費

下記3(2)のとおり、特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の適用ができないこととなった場合には、特段取得価額の調整は、不要である。そのため、建築費用及び設計費用の合計額を構成比で按分して、各資産の取得価額を求めた上記1(2)のとおり、定額法により減価償却費を計算すること。

⑦ 保険料

住宅全体に係る保険料であるため、賃貸住宅部分、かつ、甲の共有持分部分について、本年分の不動産所得の必要経費に算入される。

なお、不動産所得の必要経費の計上時期は、期間対応基準（債務確定主義）により計上することとなるため、留意すること。

⑧ 借入金利息

母が相続した預金により自己の持分に対する建築代金等を支払っている旨の指示があることから、この借入金利息は、すべて甲の共有持分に係る借入金利息であることがわかる。

よって、当該金額のうち、賃貸部分に対応する部分が、本年分の不動産所得の必要経費に算入される。

(注) 本年4月より借入れを行っているため、賃貸部分に対応する金額につき、開業前（賃貸併用住宅賃貸開始前）の借入金利息として、賃貸併用二世帯住宅の取得価額に算入することも考えられるが、既にアパートの賃貸を開始しているため、取得価額に算入する必要はない。

⑨ 建物登記諸費用等（基通37-5）

賃貸併用二世帯住宅のうち、賃貸住宅部分が業務用資産に該当するため、当該部分に対応する部分のうち、甲の共有持分部分について、本年分の不動産所得の必要経費に算入される。

(注) 賃貸部分以外の部分のうち、甲の共有持分部分については、取得価額に算入される。

(2) 取得に関する特例規定に関する事項

償還期間10年以上の住宅借入金等により、認定長期優良住宅の新築を行っているため、住宅借入金等特別控除又は認定住宅等新築等特別税額控除の適用が想定される。

なお、本間においては、甲の合計所得金額が2,000万円を超えるため、いずれの規定の適用もないことに留意すること。

3 アパートに関する事項

(1) 賃貸に関する事項

① 売上高（基通36-5(1)）

前家賃制を採用しており、また、支払日を収益の計上時期としているため、本年3月分から賃貸終了時の本年10月分を計上することとなる。

なお、売上高に含まれる本年3月10日に入金があった本年2月分の家賃10万円については、父が契約により定められた支払日を収益計上時期としているため、父において当該金額を計上済みであることがわかる。そのため、甲においては、当該金額を不動産所得の総収入金額に算入する必要はないため、売上高から控除する必要がある。

② 賃貸料の値上げに関する係争に関する取扱い（基通36-5(2)）

供託金部分は、通常の賃貸料と同様に計上されるが、判決等後の賃貸料と供託金の差額は、判決等のあった日の属する年分の不動産所得の総収入金額に算入される。

よって、本間における差額15万円は、本年分の不動産所得の総収入金額に算入される。

③ 敷金（基通36-7）

敷金は、通常賃借人に返還する負債であるが、本年7月15日に新規契約した部屋に係る敷金は、退去時に20%を償却する条項があることから、敷金収受に敷金の20%相当額が返還不要であることが確定している。

よって、敷金の20%相当額を本年分の不動産所得の総収入金額に算入する。

④ アパート建物の減価償却費

上記1(2)のとおり、平成19年4月1日以後に取得（相続による取得も含まれる。）した「建物」であるため、「定額法」により減価償却費の計算を行うこととなる。

なお、賃貸期間が本年2月15日から本年10月31日であるため、9ヶ月分の減価償却費を計上することに留意すること。

⑤ アパート建物の相続登記費用（基通37-5）

アパートが業務用資産に該当するため、本年分の不動産所得の必要経費に算入される。

(注) 家事用資産に該当する場合には、取得価額となる。

⑥ その他の費用

損益計算書に記載されている「租税公課」、「管理料」、「水道光熱費」、「保険料」、「その他の諸経費」は、本年分の不動産所得の必要経費に算入される。

(2) 売却に関する事項

① 各資産の取得費

(a) 土地

取得費が不明のため、概算取得費(収入金額×5%)により計算すること。

(b) 建物

与えられている未償却残高が「令和6年1月1日」における金額であるため、父の準確定申告で計上した減価償却費と甲で計上した減価償却費を控除した金額が取得費となる。

なお、父の準確定申告で計上した減価償却費は、旧定額法により計算されるため、留意すること。

② 不動産の譲渡所得の課税の特例の適用の可否等

(a) 特定の事業用資産の買換えの特例

事業用資産の買換えの特例については、納税地の所轄税務署長に適用を受ける旨の届出書を提出していることが要件となる。この届出書の提出期限は、次の区分に応じそれぞれに定める期限までとなっている。

i 同一年中に譲渡資産の譲渡及び買換え資産の取得をした場合(令和6年4月1日以後に譲渡資産を譲渡し、かつ、同日以後に買換え資産を取得した場合に限る。)

⇒ 譲渡資産の譲渡日又は買換え資産の取得日のいずれか早い日を含む3月期間の末日の翌日から2月以内

ii 譲渡年の前年中に買換え資産を取得した場合

⇒ 翌年3月15日まで

iii 譲渡年の翌年中に買換え資産を取得した場合及び交換により取得した場合

⇒ 届出不要(譲渡年の翌年中に買換え資産を取得をする見込みである場合、その資産に関する明細を記載した書類を譲渡年分の申告書へ添付等する必要あり)

※ 3月期間とは、「1月1日から3月31日」、「4月1日から6月30日」、「7月1日から9月30日」、「10月1日から12月31日」をいう。

この点、本問については、本年10月1日にアパートを譲渡、本年9月30日に賃貸併用二世帯住宅を取得しているため、上記iに該当し、届出書の提出を本年11月30日までにしなければならないが、その届出書の提出の指示がない。

また、上記iiiの譲渡年の翌年中に買換え資産を取得する予定である旨の指示があるが、この場合には、確定申告書に添付する明細書に取得価額の見込額を記載する必要があるが、その金額も不明である。

よって、解答においては、特定の事業用資産の買換えの特例の適用がないものとして解答している。

(注) 解答に当たっての注意点において、特に問題文に指示がなければ納税者に有利な方法を選択する旨の指示があるため、届出書を提出しているものとして解答を作成することも考えらえる。

また、実務上は、確定申告書に添付する明細書に適当な数字を仮記入し、あとで修正申告又は更正の請求をすることも考えられる。個人的には、令和5年度税制改正の届出書の提出に関する事項を問いたいと考えて解答を作成している。

(b) 相続税額の取得費加算の特例(措通39-5)

相続又は遺贈(死因贈与を含む。)により取得した財産で、相続税額に係る課税価格の計算の基礎に算入された資産のうち、相続開始の日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに譲渡を行っているため、相続税額の取得費加算の適用がある。

なお、相続税額の取得費加算は、譲渡益を限度に行われるが、この判定は、各資産ごとに行われるため、留意すること。

(3) 譲渡費用の計算

売買契約に係る印紙代及び不動産会社への仲介手数料が譲渡費用に該当する。

(4) 譲渡所得の特例の適用関係

4 青色申告特別控除及び損益通算に関する事項

不動産所得の金額の計算上、損失が生じているため、青色申告特別控除の適用はない。

また、不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額は、損益通算が制限される損失の金額でないため、租税特別措置上の所得金額以外との損益通算をすることができる。

5 給与所得に関する事項

(1) 収入金額

非課税となる通勤手当の金額が、与えられている給与等の金額に含まれているため、当該通勤手当の金額を、与えられている給与等の金額から控除することを忘れないこと。

(2) 給与所得控除額

上記(1)における非課税となる通勤手当を控除するか否かで、給与所得控除額の速算表で使用する欄が異なるため、留意すること。

(3) 特定支出控除額

特定支出の額の合計額が給与所得控除額の 1/2相当額を超えるため、その差額について、特定支出控除の適用がある。

なお、解答に当たっては、次の点に留意すること。

- ① 給与等の支払者により補填される部分があり、かつ、その補填される部分につき非課税とされる部分及び教育訓練給付金等が支給される部分がある場合には、特定支出の額から当該金額を控除する必要がある。

よって、本問の場合には、通勤費から通勤手当を控除し、また、データサイエンスに関する講座の受講料（研修費）から教育訓練給付金を控除する必要がある。

(注) 教員訓練給付金は、所得税が課税されない（非課税）のため、留意すること。

- ② 職務に必要な書籍の購入費用は、勤務必要経費に該当し、衣服費や交際費と合算して65万円が上限となる。

本問では、上限に達していないため、全額が特定支出の額に該当することとなる。

6 株式に関する事項

(1) 配当所得の課税方法の選択及び配当控除

① 配当所得の課税方法の選択

上場株式（F社）からの配当及び特定証券投資信託の収益（外貨建等証券投資信託ではない）については、上場株式等に係る配当等（大口株主等が支払いを受けるものを除く。）に該当するため、総合課税、申告分離課税、申告不要のいずれかの課税方法を選択することができる。本問では、超過累進税率が低率のため、総合課税を選択した方が有利となる。

なお、申告することを選択しているため、源泉所得税等の額は、確定申告の際に精算される源泉所得税等の額となる。

② 配当控除

総合課税を選択しているため、配当控除の適用がある。

なお、本問においては、課税総所得金額等が配当所得の金額を控除してもなお 1,000万円を超えるため、配当控除率が次のとおりとなる。

- | |
|----------------------------------------|
| (a) 上場株式（F社）からの配当 … 5% |
| (b) 特定証券投資信託の収益（外貨建等証券投資信託ではない） … 2.5% |

(注) 特定証券投資信託とは、公社債投資信託以外の証券投資信託（特定株式投資信託を除く。）のうち、特定外貨建等証券投資信託以外のものをいう。

(2) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の取扱い

一般口座内の取引である上場株式（E社）の譲渡所得は、申告する必要がある。

また、非課税口座内の取引である少額上場株式等の譲渡損失は、ないものとみなされるため、上場株式（E社）の譲渡所得との通算をすることができない。

なお、前年より上場株式等に係る譲渡損失が本年に繰り越されているため、上場株式（E社）の譲渡所得の金額から当該譲渡損失の金額を繰越控除することを忘れないこと。

(3) C社株式の譲渡に関する取扱い

① 取得費

(a) 取得価額（令 109、令 111②）

取得方法により、次のとおり規定されている。

- | |
|---------------------------------|
| i 増資の引受け … 払込金額 + 取得のために要した費用の額 |
| ii 相続 … 被相続人の死亡の時の取得費 |
| iii 株式無償割当 … 0円(注) |

(注) 旧株の数に応じた旧株の株式無償割当（その法人の自己株式の割当）である場合で、旧株と同一種類の株式を取得したときは、別段の定めにより、株式無償割当後の所有株式 1株当たりの取得価額は、次の算式により計算される。

なお、株式無償割当後の所有株域のうちに旧株が含まれているときは、その旧株は、株式無償割当の日に取得したものとみなされる。

… 旧株 1株当たりの従前の取得価額 × 旧株の数 / 株式無償割当後の所有株式数

(b) 同一銘柄の株式を譲渡した場合の取得費（令 118）

譲渡の都度総平均法に準ずる方法により計算を行う。

下記②の払出方法とは関係ないため、留意すること。

(c) 本問における取扱い

次のとおり計算されることとなる。

i	取得価額
	$\frac{50万円(増資の引受け分) + 250万円(相続取得分)}{10株(増資の引受け分) + 50株(相続取得分)} = 5万円(旧株1株当たりの従前の取得価額)$
	$\frac{5万円 \times 60株 = 300万円}{60株 + 60株(株式無償割当) = 120株} = 2.5万円(無償割当後の所有株式1株当たりの取得価額)$
ii	取得費 2.5万円×30株=75万円

② 相続税額の取得費加算(措通39-2)

(a) 対象となる株式の範囲

相続特別措置法通達 39-2においては、次の通達がある。

譲渡所得の基因となる株式(株主又は投資主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権(新投資口予約権を含む。以下この項において同じ。))及び新株予約権の割当てを受ける権利を含む。以下この項において同じ。))を相続等により取得した個人が、当該株式と同一銘柄の株式を有している場合において、措置法第39条第1項に規定する特例適用期間内に、これらの株式の一部を譲渡したときには、当該譲渡については、当該相続等により取得した株式の譲渡からなるものとして同項の規定を適用して差し支えない。

本問においては、様々な取得経緯で取得したC社株式があるが、この通達の取扱いにより、譲渡した30株の全てが相続により取得した株式からなるものとして取扱うことができる。

(b) 相続税額の取得費加算の計算の際の留意点

相続税額の取得費加算は、相続又は遺贈(死因贈与を含む。)により取得した財産で、相続税額に係る課税価格の計算の基礎に算入された資産のうち、相続開始の日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに譲渡したものについて適用がある。そのため、相続又は遺贈(死因贈与を含む。)により取得した財産でないものについては、原則として、相続税額の取得費加算の適用はない。この点については、相続特別措置法第39条第7項において、強制的に課税の繰延べ対象となる相続特別措置法第33条の3(換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例)の規定の適用を受けた場合、納税者が相続税額の取得費加算の特例の適用を受ける機会が奪われること、換地処分又は権利変換により取得した資産が、相続等により取得した資産と同一性を有していることから、例外的に、その相続又は遺贈により取得した資産に係る換地処分又は権利変換により取得した資産も、相続税額の取得費加算の対象となるよう整備されている。

本問における株式無償割当増資分は、株式無償割当増資を受けたからといって、相続税額の取得費加算の適用を受ける機会が奪われたとは言えない。(相続取得分50株は、引き続き有している。)

よって、株式無償割当増資分は、相続税額の取得費加算の適用がないと考えられる。

ただし、上記(a)の取扱いにより、次のとおり、いずれにしても相続取得分から譲渡されたものと考えられるため、相続により取得したC社株式50株のうち、30株を譲渡したものとして、相続税額の取得費加算の計算を行うことになると考えられる。

i	10株(増資の引受け分)	→	相続税額の取得費加算の対象外
ii	50株(相続取得分)	→	相続税額の取得費加算の対象
iii	60株(株式無償割当)	└	10株(増資の引受け分を基因とする部分) → 相続税額の取得費加算の対象外
		└	50株(相続取得分を基因とする部分) → 相続税額の取得費加算の対象外
⇒	50株部分から優先的に30株を譲渡したものとみなして計算する。そのため、譲渡後の株式数は、次のとおりとなる。		
イ	10株(増資の引受け分)		
ロ	50株(相続取得分) - 30株(本年譲渡分) = 20株		
ハ	60株(株式無償割当)		

(注) 類似事例として、国税庁文書回答事例「相続により取得した株式が完全子会社化を目的とする少数株主排除の手続により買い取られる場合における措置法第39条の適用について」(平成24.2.8付)がある。

この事例は、少数株主排除の手続きにより、強制的に相続により取得した株式が、株主の意思にかかわらず、別の株式に転換されてしまうことで、相続税額の取得費加算の適用を受ける機会が奪われること、相続した株式と新たに取得した株式が同一性を有していると認められたため、換地処分や権利変換により取得した資産と同様の取扱いを受けることを認められている。すなわち、そこに納税者の選択の余地があり得るか否かが重要なポイントとなっている。

7 生命保険金に関する事項

甲が保険料負担者となっている保険契約であるため、父の死亡に伴い支給を受けた生命保険金は、相続税の課税対象ではなく、所得税の課税対象となる。

なお、生命保険金は、一時金により支給を受けているため、一時所得に区分される。この場合には、負担した保険料が収入を得るために支出した金額に該当することとなる。

また、一時所得に区分されるため、特別控除額(最高50万円)を控除することを忘れないこと。

(注) 本問では、父から資金の贈与を受けて、甲が保険料を支払っているが、過去の贈与の手続きは適正に行われている旨の指示があることから、保険料支払時に、父から甲に対して、保険料相当額の現金の贈与があったものと推察することができる。

よって、あくまでも甲が保険料負担者であるものとして、死亡保険金の課税関係を整理する必要がある点に留意すること。

8 所得控除に関する事項

(1) 雑損控除

本年2月の甲の自宅の浸水被害は、甲が居住していた時において災害により生じた損失の金額であるため、雑損控除の対象となる損失の金額となる。

なお、解答に当たっては、次の点に留意すること。

- ① 損害金額が時価の2分の1未満であるため、災害減税法に規定する所得税の軽減又は免除の規定の適用はない。
- ② 損害金額を補填する保険金を収受しているため、損害金額から当該保険金を控除すること。
- ③ 災害関連支出を支出していないため、足切額の特例はなく、「課税標準の合計額×10%」が足切額となる。

(2) 社会保険料控除

勤務先から支給を受けた給与等から天引きされた社会保険料が社会保険料控除の対象及び控除額となる。

(3) 小規模企業共済等掛金控除

個人型確定拠出年金保険料は、小規模企業共済等掛金控除の対象及び控除額となる。

(4) 障害者控除

甲の母は、障害者控除対象認定書の交付を受けているため、所得税法に規定する障害者に該当するが、別生計である以上、扶養親族に該当しないため、障害者控除の適用がない。

(5) 生命保険料控除

① 学資保険

学資保険とは、教育資金(学資金)の準備を主な目的とする保険である。ただ、保険期間中に万が一のことがあった場合には、その後の保険料の払込みができず、将来教育資金(学資金)を受け取ることができないため、契約者が死亡し又は高度障害状態等になったときは、それ以降の保険料の払込が免除され、かつ、学資保険の保障がそのまま継続される(教育資金(学資金)を受け取ることができる。)こととなっている。

よって、死亡保障的な保険契約でもあるため、生命保険料控除の対象となる。

なお、平成24年1月1日以後の契約(令和2年契約)であり、介護医療分及び個人年金分に該当しないため、新一般分として取扱う。

② 計算方法

本問では、旧一般分と新一般分の両方又は旧個人年金分と新個人年金分が生じているため、解答例のとおり、計算方法に留意すること。

(6) 地震保険料控除

① 賃貸併用二世帯住宅に係る地震保険料

甲の自宅部分に係る地震保険料のうち、自身が所有する部分に対応する部分が地震保険料控除の対象となる。

(注) 必要経費の計上と異なり、期間対応させる必要はない。本問の場合には、支払期日が明示されていないが、通常、保険期間が1年を超える契約の場合で、一時払、長期一括払の契約は、毎年の初日応当日に1年分の保険料を支払ったものとして取扱われるため、「一括払保険料÷保険期間(年)」の計算式で計算した1年分の地震保険料控除換算額が、毎年の地震保険料控除の対象となる。

② 自動車保険料・国内旅行傷害保険料

損害保険料の一種であるが、地震保険料に該当しないため、地震保険料控除の適用がない。

(7) 配偶者控除及び配偶者特別控除

甲の合計所得金額が1,000万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用はない。

(8) 扶養控除

長男は、扶養親族に該当するものの、年齢が16歳未満のため、控除対象扶養親族に該当せず、扶養控除の適用はない。

母は、上記(4)のとおり、別生計である以上、扶養親族に該当しないため、扶養控除の適用がない。

(9) 基礎控除

甲の合計所得金額が2,500万円超であるため、基礎控除の適用はない。